

特集号

人事行政・職員給与の公表
 問合せ先 職員課

人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法が改正されたことに伴い、市では平成17年度から前年度の人事行政の運営状況を市民の皆さんに公表することとなりました。

日野市の状況と9市9一部事務組合が共同で設置している東京都公平委員会に対する不利益処分等の状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員定数は1,550人で、平成17年4月1日現在実質職員数は1,503人です。内訳は部長職30人・課長職91人・課長補佐職76人・係長職193人・主任職185人・主事職928人です。また、職員の任免は、平成16年度採用者57人、退職者66人です。その他採用試験の状況、昇任試験の状況は次のとおりです。

(1)職員数 (平成17年4月1日)

部 門	定数	職員数 (定数内)			職員数 (定数外)
		全体	男	女	
行 政 部 門	956	919	511	408	19
病 院 部 門	295	288	84	204	9
議 会 事 務 局	11	9	8	1	0
教 育 委 員 会	275	248	147	101	2
選挙管理委員会事務局	5	4	3	1	0
監 査 委 員 事 務 局	4	3	3	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	4	2	2	0	0
計	1,550	1,473	758	715	30

※内訳＝行政部門 (定数外) …休職2人、派遣17人
 病院部門 (定数外) …育児休業9人
 教育委員会 (定数外) …休職2人

(2)役職別職員数 (平成17年4月1日)

	全体	男	女
部 長 職	30	26	4
課 長 職	91	86	5
課 長 補 佐 職	76	55	21
係 長 職	193	128	65
主 任 職	185	97	88
主 事 職	928	384	544
計	1503	776	727

(3)職員採用試験状況 (平成16年度)

実施年月日	募集職種	募集人員 (人)	応募者数 (人)	採用者数 (人)	備 考
16.6.13	看護 師	15	7	5	平成16年度採用
16.8.15	看護 師	14	4	4	平成16年度採用
16.9.19	保健 師	若干	14	4	平成17年度採用
16.9.19	事務 職員	若干	294	13	平成17年度採用
16.9.19	技術職員 (建築)	若干	13	2	平成17年度採用
16.11.14	看護 師	15	15	9	平成17年度採用
17.1.23	看護 師	10	10	9	平成17年度採用
17.2.6	臨床検査技師	1	17	1	平成17年度採用

2 職員の給与に関する状況

職員の給与は、裏面の給与の公表でお知らせします。

特別職等の報酬額 (平成17年4月1日)

区 分	現 行		特例条例により減額を行っている場合			
	報酬月額	適用年月日	16 年 度		17 年 度	
市 長	990,000円	8.1.1	891,000円 (△10%)	平成15年4月～平成17年3月	平成17年4～6月990,000円、7月から△5%940,500円	
助 役	845,000円	8.1.1	785,850円 (△7%)	平成15年4月～平成17年3月	平成17年4～6月845,000円、7月から△3%819,650円	
収 入 役	785,000円	8.1.1	753,600円 (△4%)	平成15年4月～平成17年3月	平成17年4～6月785,000円、7月から△2%769,300円	
教 育 長	785,000円	8.1.1	753,600円 (△4%)	平成15年4月～平成17年3月	平成17年4～6月785,000円、7月から△2%769,300円	
議 長	625,000円	8.1.1				
副 議 長	560,000円	8.1.1				
議 員	545,000円	8.1.1				

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況、職員の服務の状況

一般職の職員の勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分の8時間で、週40時間です。その他年次有給休暇の取得状況、特別休暇等の状況、育児休業及び部分休業の状況、時間外勤務時間数の状況は次のとおりです。

(1)職員の勤務時間 (一般職の標準的なもの)

1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から45分間	正午から15分間、午後3時から15分間

※市立病院の看護師などで、三交代勤務等により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は原則週40時間で勤務の割り振りをしています

(2)年次有給休暇の取得状況 (一般職) (平成16年)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	取得率 (b)÷(a)
55,868日	18,440.5日	1,486人	12.4日	33.0%

※全対象職員とは、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの全期間を在職した職員であり、中途に採用された者や退職した者、育児休業者を除く

(3)特別休暇等の状況 (平成17年4月1日)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
公民権の行使	必要な時間	有給
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	有給
育児時間	1日2回、それぞれ45分	有給
生理休暇	その都度必要と認められる期間	有給
産前及び産後の休業	出産の前を通じ16週間 (多胎妊娠の場合は24週間) 以内	有給
忌 引	死亡者の区分に応じ、1日～10日の範囲内	有給
結婚休暇	7日以内	有給
ボランティア休暇	5日以内	有給
夏季休暇	7月1日から9月30日までの期間に5日以内	有給
子どもの看護休暇	5日以内	有給
介護休暇	2日以内	有給
看護欠勤	2週間以上2週間以内	無給

(4)育児休業及び育児部分休業の状況 (平成16年度) (人)

区 分	男	女
育 児 休 業	0	33
育 児 部 分 休 業	0	0

(5)時間外勤務及び休日勤務等の状況 (平成16年度) (時間)

区 分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
病院以外	100,801	7.1
病 院	31,236	9.0
計	132,037	7.5

※土曜・日曜などに出勤し、振替休暇を取得した場合を除く



4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は、公務効率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は免職、休職、降任、降給の4種類です。懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は免職、停職、減給、戒告の4種類です。処分数については次のとおりです。

(1)分限処分者数 (平成16年度)

区 分	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	9	0	0	9
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
計	0	9	0	0	9

(2)懲戒処分者数 (平成16年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告等
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	1	1	12
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	1	2	1
計	0	0	1	2	3	13

※訓告等とは懲戒処分には至らない行為で、その責任を確認させ、将来を戒めるための措置

5 職員の服務の状況

(1)職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当っては全力で専念しなければなりません。

職員が守るべき義務は次のとおりです。(平成16年度)

区 分	内 容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	1
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	1
守 秘 義 務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません	1
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	0
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています	0
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます	0

(2)職員は任命権者の承認を得て、職務専念義務を免除される場合があります。(平成16年度)

区 分	延べ件数	延べ人数	総時間
職員が職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関して適法な交渉を行う場合	12件	80人	294時間
職員が職員団体の運営、委員会、会議、行事等に参加する場合	245件	1,789人	7,319時間

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況

職員の資質の向上のため毎年研修を実施しています。

①庁内研修

研修区分	回数	人数
職務・職能別研修	16	559
能力開発研修	45	733
組織力向上研修	14	380
O A 関連研修	13	815
合 計	88	2,487

②派遣研修

A 市町村職員研修所ほか、派遣研修

研修名	回数	受講人数
必修研修	56	195
実務研修	18	41
能力開発研修	8	14
政策・法務研修	12	16
情報処理研修	24	30
O A 関連研修	6	8
その他特別研修	13	56

I 国・都派遣研修

研修名	回数	受講者数
環境省	1	1
東京都総務局	1	1
他市・団体	2	2
自治大学校	1	1
国土交通大学校	1	1
市町村アカデミー	1	1
総務省統計研修所	1	1
環境研修センター	5	6
合 計	13	14

ウ その他専門派遣研修

回数	受講者数
23	34

(2)勤務成績の評定の概要 (平成16年度)

職員の職務で発揮された能力について、毎年評価を行っています。

評定の回数	1回
評定の時期	8月
評定の対象人数	1,405人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日野市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費及び市の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業 (医療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (人間ドック事業等) を行い、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2)公務災害等の状況 (平成16年度)

公務上、通勤途上の災害により、負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。適用件数は下表のとおりです。

区分	地方公務員災害補償法	条例	労働者災害補償保険法
件数	27	0	8

(3)健康診断の状況 (平成16年度)

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。受診者数等

は下表のとおりです。

区 分	受診者数
定期健康診断	1401
胃 部 X 線 検 査	88
V D T 従事者眼科検診	184
腰 痛 検 査	624
深夜勤務者健康診断	30
B型肝炎予防接種	延べ24
破傷風予防接種	延べ46
健康相談	延べ56

8 公平委員会の業務の状況

(1)不利益処分に関する不服申し立ての状況 (平成16年度)

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立てができます。申し立て件数等は下表のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申し立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0	0	0	0

(2)勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成16年度)

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。申し立て件数等は下表のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申し立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0	0	0	0